

(仮称) 浦安市子ども図書館基本構想策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 浦安市子ども図書館基本構想(以下、「構想」という)の策定において、専門的な立場や幅広い視点からの指導助言や意見等を聴き、構想の策定に資するため、(仮称) 浦安市子ども図書館基本構想策定懇談会(以下、「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、構想の策定に関する事項について、専門的な立場や幅広い視点からの指導助言や意見等を述べること。

2 その他、構想の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、10名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び教育関係団体からの代表者、図書館関係者、行政関係者、公募市民で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項に示した公募市民の募集については、別途定める。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇談会は原則として公開する。

(参考意見の聴取等)

第6条 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見または、説明を聞くことができる。

2 懇談会は、懇談会の構成員以外の者に対し、資料の提出や会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、浦安市教育委員会生涯学習部生涯学習課こども図書館準備室で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

(委員の任期)

第9条 懇談会は、第2条に定める任務が終了したとき解散する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。